

○三島ブロック グラウンド・ゴルフ連絡協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三島ブロック グラウンド・ゴルフ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連絡協議会の事務所を連絡協議会会長選出市町の代表者宅に置く。

(目的)

第3条 連絡協議会は、三島地区におけるグラウンド・ゴルフスポーツ振興組織相互の緊密な連絡・協調を図ると共に、三島地区における生涯スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 三島地区の市町及びスポーツ・レクリエーション関係諸団体相互の連絡調整
- (2) 三島地区住民を対象の中心としたグラウンド・ゴルフスポーツ事業の開催及び実施に必要な企画立案
- (3) グラウンド・ゴルフスポーツ活動に関する情報の収集・調査研究及び啓発
- (4) その他、この連絡協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 連絡協議会は、三島地区4市1町のグラウンド・ゴルフスポーツ関係団体（以下「関係団体」という。）から選出された役員をもって組織する。

2 役員の数は一各団体より若干名とする。

第2章 役員

(役員)

第6条 連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を会計とする。

(選任等)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 会計は、会長選出市町の理事から選出する。

(職務)

第8条 会長は、この連絡協議会を代表し、業務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、連絡協議会の財務を司る。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この連絡協議会の財務の状況を監査すること

(2) この連絡協議会の業務の執行状況又はこの連絡協議会の財産の状況について、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、選出団体より選任する。

3 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第3章 役員会

(構成)

第10条 役員会は役員をもって構成する。

(権能)

第11条 役員会は、この連絡協議会の業務を審議、議決し執行するとともに次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の改正及び諸規定の制定並びに改正

(4) その他、連絡協議会の業務執行に関する重要な事項

(開催)

第12条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 役員3分の1以上から請求があったとき

(招集)

第13条 役員会は、会長が招集する。

(定足数)

第14条 役員会は、役員現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第15条 役員会の議長は会長があたる。

(議決等)

第16条 役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第14条の適用については出席したものとみなす。

2 会長は、やむを得ない事情により役員会を開催することができない場合、又は簡易な事項においては、書面等で賛否を求め、役員会に代えることができる。

第4章 会計

(会計)

第18条 連絡協議会の運営に必要な経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 補助金・助成金
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第19条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算・決算)

第20条 連絡協議会の予算は、役員会の承認を受けるものとし、決算は毎会計年度終了後、監事の監査を経た後、役員会の承認を得るものとする。

附 則

(施行日)

1 この規約は平成28年4月1日より施行する。

(連絡協議会の主管)

2 連絡協議会の主管は平成28年度吹田市、平成29年度以降2年ごとに摂津市・高槻市・茨木市・島本町とし、その後は協議する。